

芝山町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

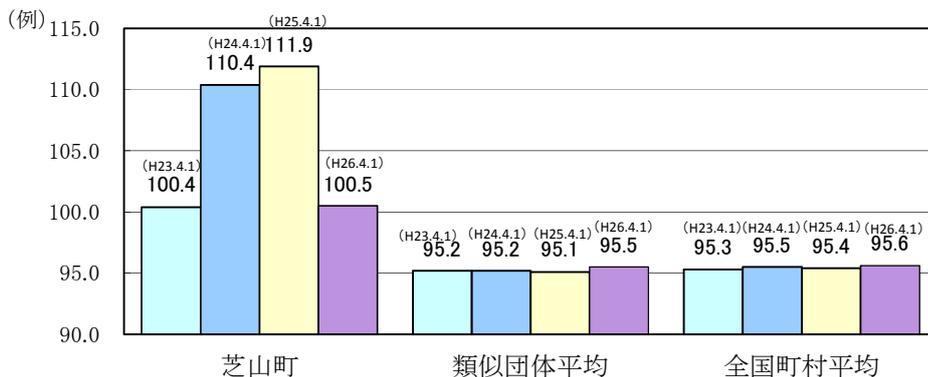
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 7,879	千円 5,039,755	千円 267,526	千円 930,236	% 18.5	% 18.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
25年度	人 104	千円 364,981	千円 68,057	千円 131,858	千円 564,896	千円 5,432	千円 5,528	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合については、その理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数については、経験年数が増すほど、給料表の給与月額が高い水準になっており、学歴（大学卒、短大卒、高校卒）によって指数にバラつきがあることから、学歴による昇給・昇格基準を適正にし、ラスパイレス指数の抑制を図る。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %		
26年度	—	—	(— %)	—	—	—

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスバイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A 月	公務員の 支給月額 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
26年度	—	—	—	—	—	—

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施〕 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ、若年層について、1.4%引下げ。高齢層については、1.9%引下げ。激変緩和のため、3年間(30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し 該当なし

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

③その他の見直し内容

管理職手当を支給される職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日深夜に勤務した場合、勤務1回につき、6,000円を超えない範囲で支給する。

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
芝山町	37.9 歳	296,853 円	350,642 円	325,030 円
千葉県	43.4 歳	335,401 円	421,368 円	375,393 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.5 歳	312,705 円	356,838 円	342,588 円

②技能労務職

区分	公務員			民間			参考 A/B		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (国比較ベース)	平均給与月額 (国比較ベース)	平均年齢		平均給与月額(B)	
芝山町	53.6 歳	3 人	277,567 円	290,967 円	285,867 円	—	—	—	—
うち用務員	53.6 歳	3 人	277,567 円	290,967 円	285,867 円	用務員	54.3歳	199,300円	1.5
千葉県	51.4 歳	282 人	331,881 円	387,064 円	364,062 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	50.5 歳	4 人	302,792 円	324,784 円	317,377 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
芝山町	—	—	—
うち用務員	4,610,404 円	2,747,000 円	1.7

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22年~24年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		芝山町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	182,800 円	182,800 円	総合職 181,200 円 一般職 174,200 円
	高校卒	148,200 円	148,200 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	146,000 円	145,800 円	—
	中学卒	— 円	133,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額額の状況（26年4月1日現在）

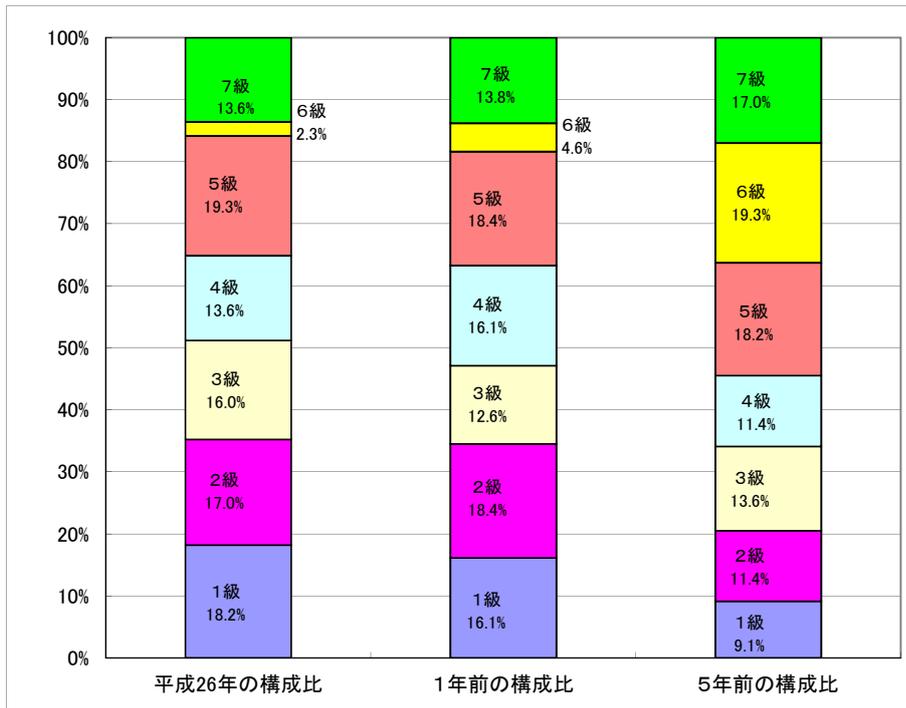
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	266,700 円	364,450 円	380,900 円	438,700 円
	高校卒	204,000 円	335,600 円	376,100 円	374,850 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	238,200 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事	16 人	18.2 %	139,200 円	244,900 円
2級	主事	15 人	17.0 %	189,700 円	308,000 円
3級	主任主事	14 人	16.0 %	226,300 円	356,300 円
4級	副主査	12 人	13.6 %	263,500 円	390,800 円
5級	係長	17 人	19.3 %	290,700 円	403,200 円
6級	副主幹	2 人	2.3 %	322,100 円	422,600 円
7級	課長、局長、室長、主幹	12 人	13.6 %	367,500 円	468,200 円

(注) 1 芝山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成26年4月1日の定期昇給については、人事考課制度導入前であることから休職期間等がある職員を除いて、4号給(55歳以上は2号給)昇給させています。55歳以上の職員は勤務成績が良好である場合には昇給停止となっているが、当分の間、1号給昇給させています。
人事考課制度については、平成21年度から構築し、現在試行しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

芝山町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,298 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,539 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (-)月分 (-)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理監督加算15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

人事考課制度については、平成21年度から構築し、現在試行しているが、勤勉手当への反映はさせていない。
--

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

芝山町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 21.62 月分 27.0250 月分	勤続20年 21.62 月分 27.0250 月分
勤続25年 30.82 月分 36.570 月分	勤続25年 30.82 月分 36.570 月分
勤続35年 43.70 月分 52.44 月分	勤続35年 43.70 月分 52.44 月分
最高限度額 52.44 月分 52.44 月分	最高限度額 52.44 月分 52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 11,786 千円 27,538 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		12,816 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		118,648 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	3 %	115 人	- %
地域手当補正後ラスパイレズ指数 (ラスパイレズ指数)		103.5 (100.5)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いた補正したラスパイレズ指数。
(補正前のラスパイレズ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国指定期準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算 医師等を除く)	0 円		
医師等に対する支給年額(25年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	7		
手当の名称	主な支給対象職員・主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病処理手当	感染症患者の検診、死体の検索等に従事した職員	0千円	日額320円
危険作業手当	毒物、劇物等を使用した検査等の業務又は病虫害駆除等のために薬剤散布の作業に従事した職員	0千円	日額320円
医師手当	診療に従事する医師である職員	0千円	月額12万円
研究手当	診療に関する研究をする医師である職員	0千円	月額8万円
診療手当	診療に従事する医師である職員	0千円	診療を行った日1日につき1万円
往診手当	家庭等を訪問して医療業務に従事した医師又は看護師 勤務時間内の往診	0千円	注診料・診察料の100分の50
	家庭等を訪問して医療業務に従事した医師又は看護師 勤務時間外の往診	0千円	注診料・診察料の100分の100
看護手当	医師が診療を行ったときの補助として従事した看護師及び准看護師である職員	0千円	日額700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	30,500 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	296 千円
支給実績 (24年度決算)	31,080 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	302 千円

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 (配偶者がいない者1人目11,000円) ・16歳から22歳までの子 1人につき 5,000円加算	同じ	—	11,414 千円	228,273 円
住居手当	・借家 〔家賃12,000円超の場合〕家賃に応じて27,000円を限度に支給	同じ	—	3,236 千円	323,600 円
通勤手当	・電車・バスを利用する場合 全額支給 ・乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円～ 33,100円を支給	異なる	交通機関利用 国→6ヶ月定期代相当額 を支給 自動車等利用 使用距離に応じ2,000円 ～31,600円を支給	7,490 千円	75,661 円
管理職手当	職制上の段階、職務の級等に応じて定額を支給 ・課長等(7級)50,000円 ・主幹(7級)35,000円	異なる	国(府県単位機関)→課長 (5級)49,600円	7,224 千円	602,000 円
宿日直手当	休日等に乗庁者の受付及び庁舎の保全等を行う者に勤務1回につき4,700円を支給	異なる	国→4,200円	569 千円	9,639 円

5 特別職の報酬等の状況 (26年4月1日現在)

区分	給料月額等		
	(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	町 長	749,000 円 (— 円)	870,000 円 / 363,200 円
	副町長	614,000 円 (— 円)	670,100 円 / 365,000 円
報酬	議 長	279,000 円 (— 円)	364,000 円 / 220,000 円
	副議長	233,000 円 (— 円)	285,000 円 / 168,100 円
	議 員	219,000 円 (— 円)	263,000 円 / 135,800 円
期末手当	町 長	(25年度支給割合)	
	副町長	4.00 月分	
退職手当	議 長	(25年度支給割合)	
	副議長 議 員	2.60 月分	
備考	町 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副町長	給料月額×在職月数×45/100 16,178,400 円 任期毎	
		給料月額×在職月数×25/100 7,368,000 円 任期毎	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

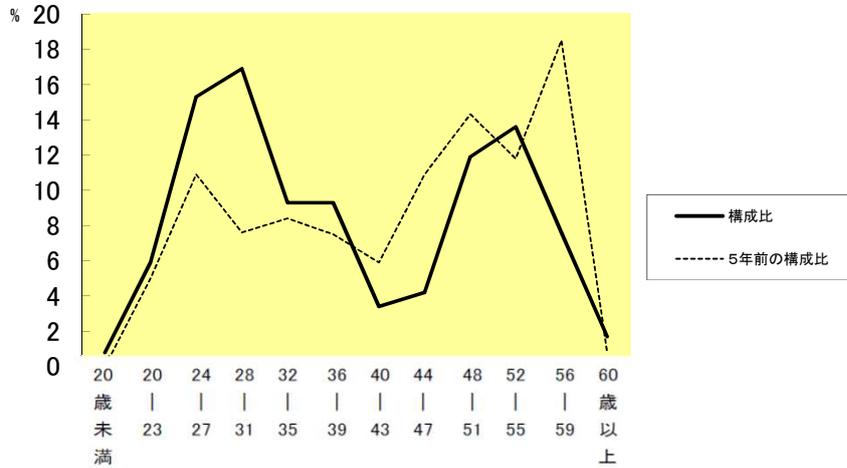
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分 部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	平成25年	平成26年		
普通会計部門	議会	2	2	0
	総務	32	32	0
	税務	8	9	1
	農水	7	7	0
一般行政部門	商工	2	2	0
	土木	10	10	0
	民生	22	24	2
	衛生	7	6	△1
	計	90	92	2
教育部門	15	15	0	
小計	105	107	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 117.83 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 123.64 人)
公営企業等部門	病院(診療所)	0	0	0
	下水道	5	5	0
	国保・介護保険	6	6	0
	小計	11	11	0
合計	116	118	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 151.13 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	18人	20人	11人	11人	4人	5人	14人	16人	9人	2人	118人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	90	90	90	91	90	92	2 (2.2%)
普通会計	107	106	107	106	105	107	0 (0%)
公営企業等会計	12	12	12	12	11	11	▲1 (▲8.3%)
総合計	119	118	119	118	116	118	▲1 (▲0.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。